

◎新潟県告示第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業三和南部地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成27年2月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積㎡
上越市三和区	窪	百々	151	田	933
上越市三和区	窪	諏訪宮	239	畑	257
上越市三和区	田	西浦	128	田	1000
上越市三和区	田	西浦	129-1	田	1000